町福祉係から保護者の皆さまへ

学校でのケガのときは

**福祉医療費受給者証は出さないでください**

学校管理下における傷病の場合は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の対象となりますので、病院や薬局では福祉医療費受給者証を提示せずに「学校でのケガ」であることを伝えてください。

福祉医療費受給者証を提示し医療を受けられると、災害共済給付金と重複することがあります。その場合は、福祉医療費として給付した金額を返金いただきます。

なお、災害共済給付金が対象とならなかった場合（概ね窓口での支払いが病院１５００円、接骨院５０００円未満）は、町福祉係へ領収書と印鑑を持ってお越しください。福祉医療費として申請いただいたうえで給付します。



皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】　御代田町保健福祉課福祉係（TEL：0267-32-6522）